

令和3年度 障害福祉関係指導監督等支援事業
(都道府県・指定都市・中核市職員向け研修)

指定事業者等における 業務管理体制の整備について



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

- ①指定事業者等の事業運営の適正化
- ②指定事業者等の責務
- ③業務管理体制の整備・届出
- ④業務管理体制の整備に係る検査等
- ⑤欠格事由・連座制

指定事業者等の事業運営の適正化

障害者自立支援法等の改正による事業運営の適正化について

障害福祉サービス事業者等による**不正事案の未然に防止**するとともに再発を防止し、**事業運営の適正化を図る**ため、所要の改正が行われた。（平成24年4月～施行）

（業務中の管理体制）

（監査指導時）

（監査中の事業廃止）

（指定・更新）

（サービス確保）

**事業者の
法令遵守の
履行の確保**

**事業者の本部への
検査権限が無い**

→不正行為への組織的な
関与が確認できない

**不正事業者による
処分逃れ**

→監査中の廃止届により
処分ができない

一律連座制の問題

→組織的な不正行為の有無
に関わらず一律連座
→他の自治体の指定権限を
過度に制限

**事業廃止時の
サービス確保
対策が不十分**

**業務管理
体制の整備**

**本部への
立入検査等**

**処分逃れ
対策**

**欠格事由の
見直し**

**サービス確保
対策の充実**

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、新たに**業務管理体制の整備を義務付け**

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による**事業者の本部等への立入検査権**を創設

- 事業所の**廃止届を事後届出制から事前届出制へ**。
- 指定取消を受けた事業者が**密接な関係にある者に事業移行**する場合、欠格事由に追加

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、**事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断**

- 事業廃止時のサービス確保に係る**事業者の義務を明確化**
- **行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）
（平成24年3月30日付け社援発0330第41号厚生労働省社会・援護局長通知）
第一の第1の（3）、第2の（5）関係

ア **指定事業者等及び指定相談支援事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と事業運営の適正化を図る**ため、指定事業者等及び指定相談支援事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付け。

イ 業務管理体制の整備状況、不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収、当該指定事業者等及び指定相談支援事業者の本部、関係事業所等への立入検査を行う。

ウ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であった事業の休廃止届について、事前届出制とする等の対策を講じる。

エ 一事業所等の指定取消処分が、その指定事業者等及び指定相談支援事業者の同一サービス等類型（障害福祉サービス（療養介護を除く。）、障害者支援施設、地域相談支援及び計画相談支援）内の他の事業所等の指定等の拒否につながる仕組みについて、一律に適用するのではなく、組織的関与の有無に応じた対応が可能な仕組み。

オ 事業の休廃止時における利用者の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付ける。

指定事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等設置者・指定 相談支援事業者の責務 (障害者総合支援法)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 **指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 **指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設等設置者・指定障害児支援事業者の責務 (児童福祉法)

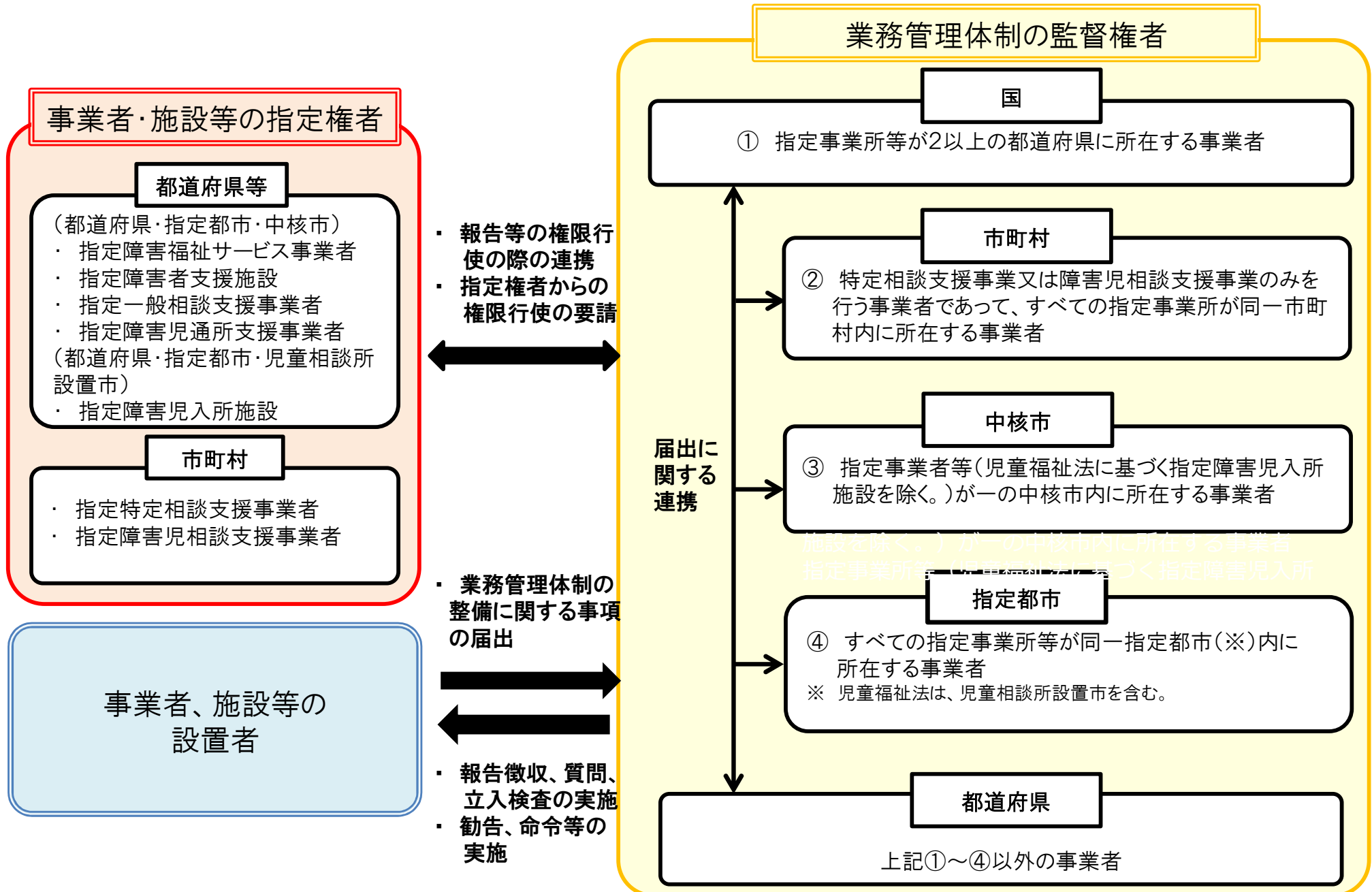
- 第二十一条の五の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者(以下「**指定障害児事業者等**」という。)は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
- 2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 **指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

- 第二十四条の十一 **指定障害児入所施設等**の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
- 2 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 **指定障害児入所施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

- 第二十四条の三十 **指定障害児相談支援事業者**は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
- 2 指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 **指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

業務管理体制の整備・届出

業務管理体制の整備の監督体制



業務管理体制の整備の基準

○指定された事業所、施設の数に応じて整備

- ・障害者総合支援法第51条の第1項、第51条の31第1項、同法施行規則第34条の27、第34条の61
- ・児童福祉法第21条の5の26第1項、第24条の19の2(政令第27条の12※)、第24条の38第1項、同法施行規則第18条の37、第25条の23、第25条の26の8

	法令遵守マニュアルの整備	業務執行状況の定期的な監査実施
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備
20未満	20以上100未満	100以上
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

障害者総合支援法		児童福祉法		
指定事業者等 (施行規則第三十四条の二十七)	指定相談支援事業者 (施行規則第三十四条の六十一)	指定障害児通所支援事業者 (施行規則第十八条の三十七)	指定障害児入所施設等 (施行規則第二十五条の二十三)	指定障害児相談支援事業者 (施行規則第二十五条の二十六の八)
① 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。以下この条において同じ。)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。	① 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)法令遵守責任者の選任をすること。	① 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定発達支援医療機関(法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。))の設置者を除く。以下この条において同じ。)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。	① 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等(指定発達支援医療機関を除く。以下この条において同じ。)の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。	① 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
② 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。	② 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。	② 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。	② 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。	② 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
③ 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	③ 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	③ 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	③ 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。	③ 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

業務管理体制の整備の基準

(障害者総合支援法関係)

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「**法令遵守責任者**」という。)の**選任**をすること。
- 二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び**業務が法令に適合することを確保するための規程を整備**すること。
- 三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び**業務執行の状況の監査を定期的に行う**こと。

(法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。) 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

業務管理体制の整備の基準

(児童福祉法関係)

(法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準)

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定発達支援医療機関(法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。))の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(法第24条の19の2において準用する法第21条の5の26第1項の厚生労働省令で定める基準)

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等(指定発達支援医療機関を除く。以下この条において同じ。)の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(法第24条の38第1項の厚生労働省令で定める基準)

第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

法令遵守責任者の選任等について

(業務管理体制の整備等の施行について(平成24年3月津30日付け障企発0330第5号障障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知))

◎法令遵守責任者の選任(第2の1(2)イ)

- ・法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びこれらの法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。
- ・法務部門を設置していない事業者の場合には事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任する。
- ・代表者自身が法令遵守責任者となることをさまたげるものではない。

<法令遵守責任者の役割>(一例)

- ・法令等遵守規程、法令等遵守マニュアル等の法令等遵守に係る**諸規程の策定**、一元的に管理、**組織内に周知**
- ・法令等遵守関連**情報の収集**・管理、**検討**・分析、検討して**適切な措置を講じる**
- ・法令遵守状況の**モニタリング**(監視のみならず、必要に応じて警告その他具体的な措置を行うことも含む。)
- ・法令等遵守に係る**研修**の計画・実施
- ・法令等遵守状況に係る**内部監査**の計画・実施
- ・法令等遵守相談・通報窓口等の整備
- ・**違反行為等への対応**、措置、法令等遵守規程等の見直し
- ・策定、整備、実行、評価、見直し等の実施
- ・法令等遵守状況の取締役会等**経営陣(者)への報告**
など、法令等遵守を推進する役割を担う重要な立場。

◎法令遵守規程の整備(第2の1(2)ウ)

- ・法令遵守規程については、事業者等の従業員に少なくとも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)並びにこれらの法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、
- ・必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、
- ・例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者等の実態に即したもので可。

◎業務執行の状況の監査(第2の1(2)エ)

- ・業務執行の状況の監査については、事業者等が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法(昭和23年法律第205号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)、会社法(平成17年法律第86号)等の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく業務執行の状況の監査とすることができ、
- ・当該監査は、事業者等の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることも可。
- ・また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所等に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うことができること。

業務管理体制の整備及び届出の義務 (障害者総合支援法関係)

①指定事業者等(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等(障害者支援施設若しくはのぞみの園)の設置者)の届出先等

No.	区分	届出先
①	②から④以外の指定事業者等	都道府県知事
②	指定事業所又は施設が一の指定都市の区域に所在する指定事業者等	指定都市の長
③	指定事業所又は施設が一の中核市の区域に所在する指定事業者等	中核市の長
④	指定事業所又は施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等	厚生労働大臣

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 **指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。**

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 **都道府県知事**

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定事業者等 **指定都市の長**

三 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する指定事業者等 **中核市の長**

四 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。)又はのぞみの園の設置者 **厚生労働大臣**

3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

②指定相談事業者(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者)の届出先等

No.	区分	届出先
①	②から⑤以外の指定相談支援事業者	都道府県知事
②	特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長
③	指定事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者	指定都市の長
④	指定事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者	中核市の長
⑤	指定事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者	厚生労働大臣

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 **指定相談支援事業者は、第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。**

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

- 一 次号から第五号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 **都道府県知事**
- 二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの **市町村長**
- 三 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者(前号に掲げるものを除く。) **指定都市の長**
- 四 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者(第二号に掲げるものを除く。) **中核市の長**
- 五 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 **厚生労働大臣**

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の長又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

業務管理体制の整備及び届出の義務 (児童福祉法関係)

③指定障害児事業者等(指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者)の届出先等

No.	区分	届出先
①	②から④以外の指定障害児通所支援事業者	都道府県知事
②	指定事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者	指定都市の長
③	指定事業所が一の中核市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者	中核市の長
④	指定事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者	厚生労働大臣

第二十一条の五の二十六 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

- 一 次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 **都道府県知事**
- 二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 **指定都市の長**
- 三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 **中核市の長**
- 四 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者 **厚生労働大臣**

3 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

④指定障害児入所施設等(指定障害児入所施設又は指定発達支援医療機関)の届出先等

No.	区分	届出先
①	②から③以外の指定障害児通所支援事業者	都道府県知事
②	指定事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者	指定都市の長
③	指定事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者	厚生労働大臣

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定(中核市の長に係る部分を除く。)は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑤指定障害児相談支援事業者の届出先等

No.	区分	届出先
①	②から③以外の指定障害児相談支援事業者	都道府県知事
②	指定障害児相談支援事業者であつて、指定事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長
③	指定事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者	厚生労働大臣

第二十四条の三十八 **指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。**

2 指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者 **都道府県知事**
- 二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの **市町村長**
- 三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 **厚生労働大臣**

3 前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

業務管理体制の届出事項

届出事項	対象となる事業者等
①事業者に関する次の事項 ・名称又は氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名、生年月日	全ての事業者
③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④業務執行の状況の監査の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の概要・届出様式(厚生労働省ホームページ参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/kanriseibi/index.html

【障害者総合支援法施行規則】

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者である場合に限る。)
- 2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定事業者等は、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出べき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出べき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)
- 2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出べき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出べき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）
- 2 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）
- 2 指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）
- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

業務管理体制の整備に係る検査

業務管理体制確認検査の基本原則

障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について

(平成27年3月13日付け障発0313第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

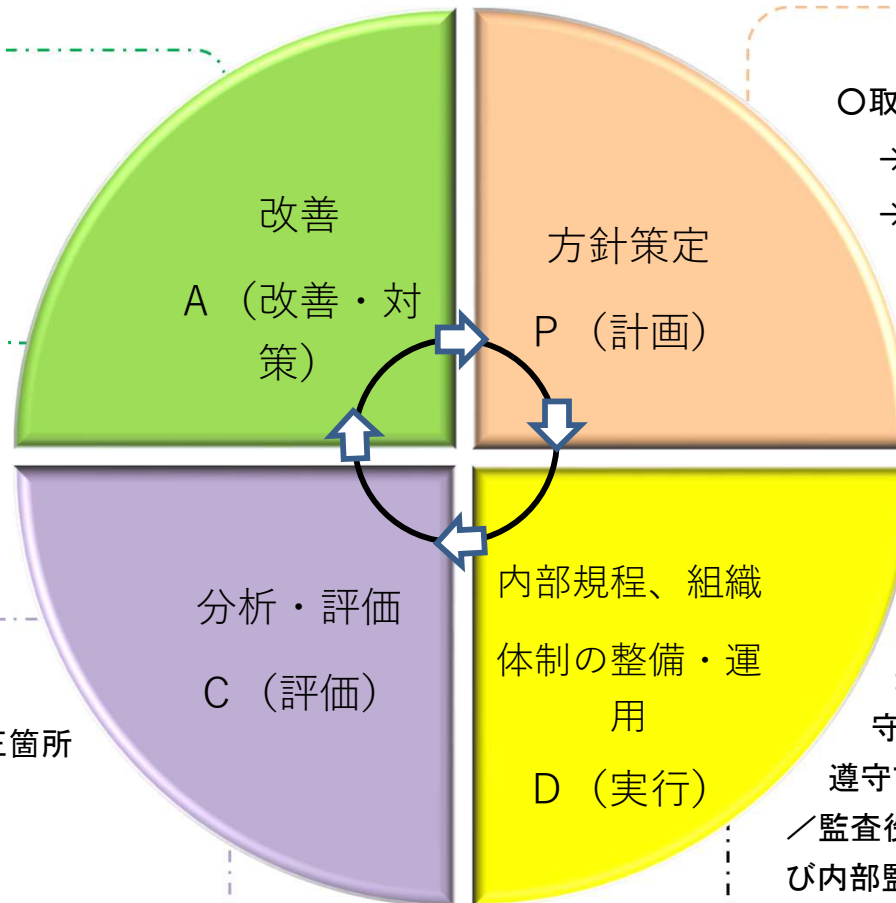
サービス利用者、国民視点	利用者の保護と事業の健全かつ適正な運営のため、サービス利用者及び国民の立場に立ち、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の実態を検証。
補強性	<ul style="list-style-type: none">・業務管理体制は、障害福祉サービス事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としているもので、適切な業務管理体制を業務管理体制の整備しているかどうかの説明責任は障害福祉サービス事業者自身にある。・監督部局が障害福祉サービス事業者に代わり、指定事業所等の指定等取消事案等となり得るような不正行為の未然防止に努めるものではない。・適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで障害福祉サービス事業者自身にあり、監督部局は、これを検証する立場。・検査等の実施に当たっては、それが、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の強化につながり、障害福祉サービス事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよう配慮。この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視。
効率性	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施。・検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努める。・障害福祉サービス事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努める。
実効性	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者の業務の健全性及び適正性の確保につながるよう実施。・障害福祉サービス事業者が抱える問題点を的確に把握。
プロセス・チェック	<ul style="list-style-type: none">・プロセス・チェックとは、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認すること。・障害福祉サービス事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証。・業務管理体制に重大な懸念がある場合には、指定事業所等の個別事案の検証が重要。

プロセス・チェック

- ・業務が法令等に適合すること(法令等遵守)を確保するためには業務管理「態勢」の構築が重要。
 - ※1 業務管理「態勢」は、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する**姿勢や体制(業務管理体制)づくりへの取組**。
 - ※2 「法令等遵守」は、単に法令や通達のみではなく、事業を実施するうえで必要な**法令の目的(社会要請)や社会通念に沿った適応**を考慮したもの。
- ・業務管理体制は、障害福祉サービス事業者等自身の**自己責任原則に基づく内部管理が前提**(業務管理体制の整備の基準(厚生労働省令)に定められている事項は、いわばPDCAサイクルの「D(=実行)」の部分)。
- ・業務が法令等に適合すること(法令等遵守)を確保するための業務管理態勢を運用していくには、厚生労働省令で定められている業務管理体制の整備のほか、法令等遵守に係る基本方針や内部規程の整備等、その運用状況の評価・改善といったPDCAサイクル全体にわたって取り組んでいく必要がある。
- ・**方針の策定、内部規程・組織体制の整備、分析・評価及び改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか確認。**

例示

- 改善・修正計画の策定、実施
- 改善・修正活動の進捗確認
- など



- 取締役の役割・責任
 - 障害福祉サービス事業者の信頼の維持
 - 業務の健全性、適正性の確保 など
- 法令等遵守方針の整備、周知 など

- 法令等遵守態勢の分析・評価
- 法令改正等があった場合の要修正箇所の手当
- など

- 法令遵守責任者選任／内部規程／法令等遵守統括部門の態勢／事業担当部門及び事業所等における法令等遵守態勢／**法令等遵守マニュアル**／法令等遵守プログラム／取締役会等への報告・承認／監査役への報告態勢／内部**監査実施**要領及び内部監査計画の策定 など

(参考例)小規模事業者への確認の視点等(一例)

・例えば、小規模事業者(事業所数が1から20未満)においては、法令遵守責任者を配置すれば、業務管理体制の整備の基準は満たす。
 ・しかしながら、単に法令遵守責任者を配置すれば適正な運営が確保されるわけではなく、障害福祉サービス事業等に関わるすべての役職員等に法令等を遵守する意識、適正な事業運営のための体制の整備、適正な事業運営に係る行動等が伴っていなければ、(例えば、以下のような視点による取り組(一例))障害福祉サービス事業等の適正な運営は図れない(代表者自らが指定の取消処分の理由となった事実に関与していた等不適正な運営の実態が見受けられる)。

経営者(陣)自ら法令等遵守に対する意識をもっているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	経営者(陣)自ら法令等遵守に対する意識をもっているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	法令等を遵守するためにどのような対応をとっているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	法令遵守責任者、事業所管理者等に任せきりにしていないか。
<input checked="" type="checkbox"/>	法令遵守責任者等から定期的に報告させているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	遵守すべき法令等の情報収集はどのように行っているか。
法令等遵守の重要性をすべての役職員に周知しているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	遵守すべき法令等をすべての役職員に周知しているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	どのような方法を用いて周知しているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	欠席者への周知はどのように行ったのか。
(そもそも)遵守すべき法令等を把握しているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	六法・法令通知集などはもっているか(定期的に入手しているか)。
<input checked="" type="checkbox"/>	指定権者等が開催する研修会等に参加しているか。

※ 指定の取消処分の原因となった事実として、
 ・人員基準違反
 ・給付費の不正請求
 が多いことから、人員配置基準に関する理解や給付費の請求事務の確認体制がどのようになっているか、それが機能しているかの視点も重要と考えられる。

法令等を遵守するための仕組み(規程の整備、体制、方法、役割分担など)はどのようになっているか。	
決められた仕組みのとおり運用されているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	法令遵守責任者は役割を果たしているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	法令等遵守方針、内部規程等の整備
<input checked="" type="checkbox"/>	内部監査の実施
<input checked="" type="checkbox"/>	遵守すべき法令等に係る研修の実施
<input checked="" type="checkbox"/>	違反があった場合、違反の可能性がある場合の連絡体制、対応等
<input checked="" type="checkbox"/>	苦情、内部通報があった場合の連絡体制、対応等
<input checked="" type="checkbox"/>	経営者(陣)への定期的な状況報告(運用状況等の報告等)
決められた仕組みをすべての役職員に周知しているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	どのような方法を用いて周知しているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	欠席者への周知はどのように行ったのか。
法改正等があった場合の対応はどのようにしているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	自治体が開催する研修会等に参加しているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	改正後の法令通知等も持っているか。
決められた仕組みの見直しはされているか。	
<input checked="" type="checkbox"/>	定期的実施状況を点検しているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	法改正等があった場合、何を見直すことになるか。

一般検査の手順

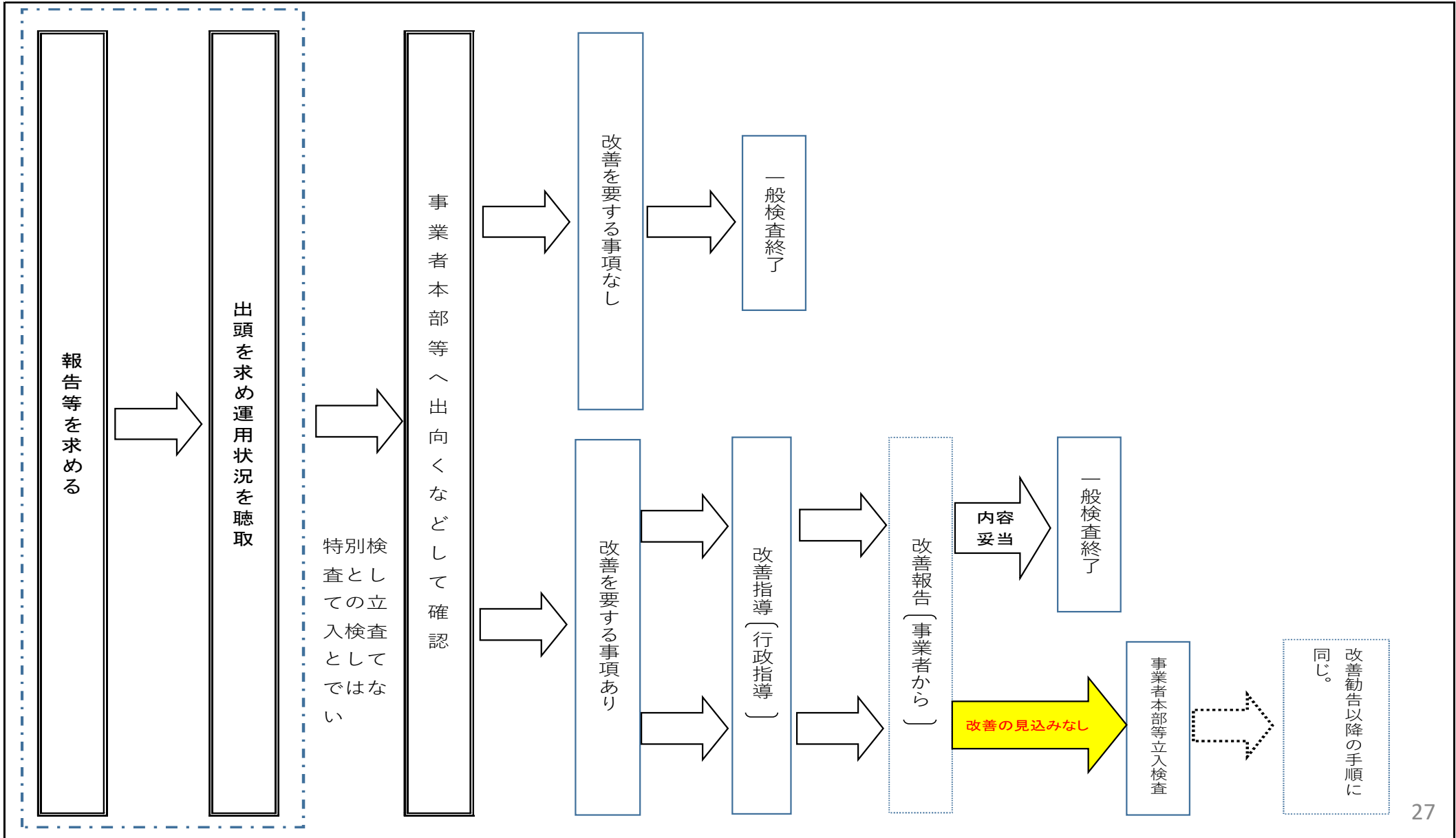
(障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。最終改正平成31年3月25日付け障害0325第13号)参照)

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の策定	年度末までに翌年度の実施計画を策定、検査対象事業者に提示。 〔 計画的に(概ね6年に1回)実施。 当該事業者の指定事業者等事業所等の指定権者に情報提供。 〕
2 検査実施通知	検査対象事業者へ検査実施の通知(実施の1～2ヶ月前)。
3 検査実施	(一般検査は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するものであるので、指定取消相当事案における立入検査として実施するものではないことに留意。)
①報告等を求める	届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制(全体)の整備・運用状況を確認。
②出頭を求め運用状況聴取 ※	①で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。状況に応じ、改善を求める(改善報告書の提出)。
③事業者本部等への立入検査 ※	②でも改善が見込まれない場合、立入検査実施(役職員等との面談方式で運用実態を検証)。
4 検査結果の報告 ※	検査報告書の作成、立入検査を実施した場合は検査会議を開催し、改善勧告の内容等を検討。
5 結果通知	検査実施事業者に検査の結果を通知する。
6 行政上の措置 ※	
①改善勧告の実施等	「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
②改善勧告に係る対応について報告聴取	内容の確認(改善措置が不十分な場合は、再検討を要請)。
③改善命令の実施等	(勧告に係る措置をとらなかったとき)(弁明の機会を付与した後)「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
7 特別な処置 ※	(命令違反した場合)状況に応じて関係都道府県等と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証。
8 指定の効力の更新等の拒否の適用 ※	・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知。 ・あわせて他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨通知。

〔※〕印は、該当する場合のみ

一般検査(イメージ)

- 監督権限を有するすべての障害福祉サービス事業者等を対象として定期的を実施。
- 一般検査の内容は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するもの。



特別検査の手順

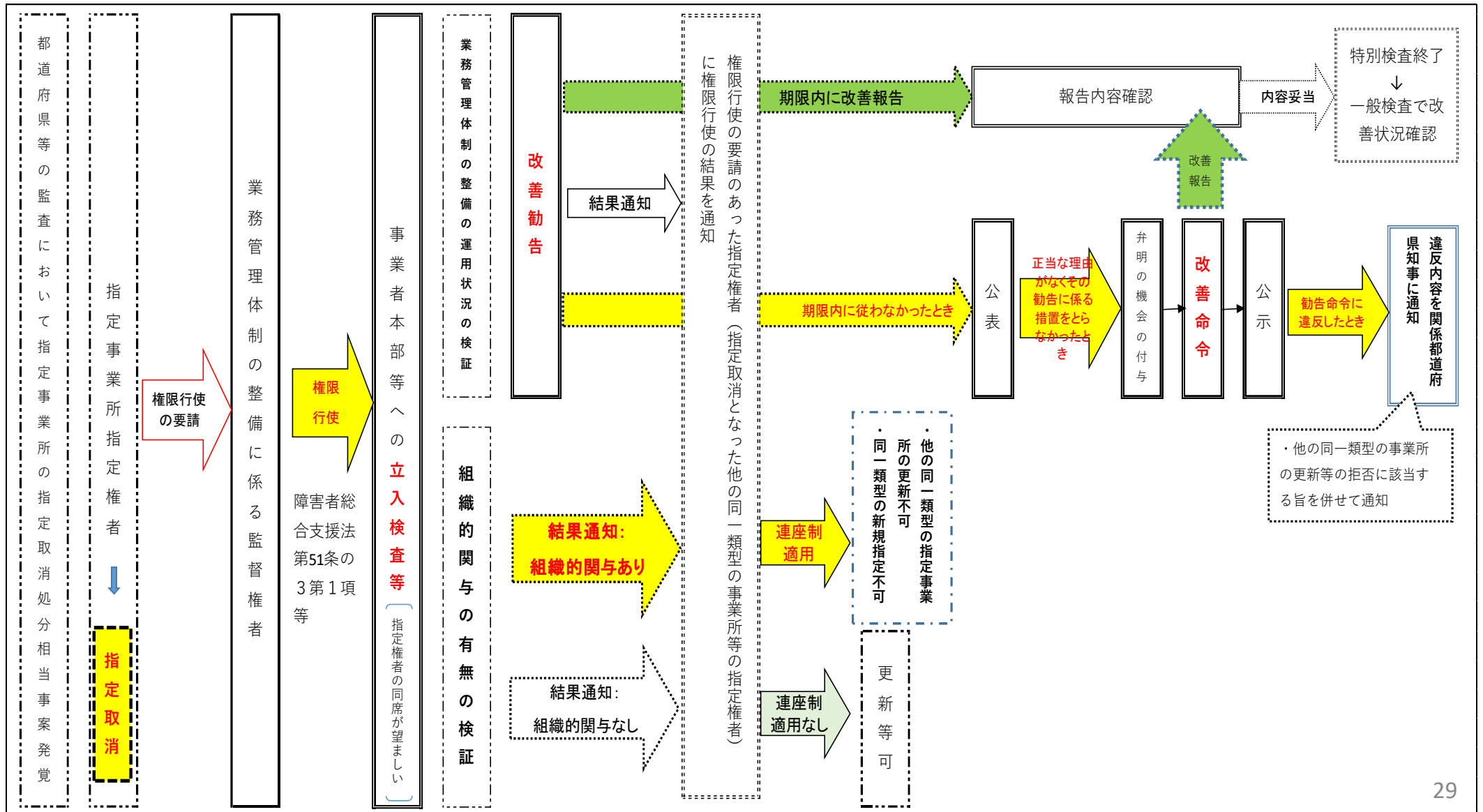
(障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。最終改正平成31年3月25日付け障害0325第13号)参照)

事 項 (手 順)	内 容
1 指定取消相当事案の情報収集等	指定事業所等の指定権者(指定事業者等の指導・監督権者)から指定等取消処分相当事案発生等の報告を受けた場合、当該指定権者等と連携を密にし、業務管理体制に係る立入検査の実施に向けて準備(当該事案の情報収集、内容整理、業務管理体制の整備の届出状況確認、聴取対象者の選定、検査資料の作成、検査実施や処分に向けたの日程のすりあわせ など)。
※ 権限行使の要請	指定事業者等の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合は、指定権者は、監督権者に対して業務管理体制の整備に関する検査権限の行使を要請
2 立入検査実施通知	検査対象事業者へ検査実施の通知(実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は通知しなくても可。ただし、立入検査時に告知する必要あり。)
3 立入検査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者等、指定事業所等へ立ち入り、 ・業務管理体制の整備・運用状況(業務管理体制の整備状況、運用状況(関係資料の閲覧、関係者からの聴き取り調査などから、当該指定取消事案に関して、現行の業務管理体制について何が不足していたのか、何が機能していなかったのかなど)の問題点を確認し、当該指定事業者等と共有) ・当該取消相当事案への組織的関与の有無を検証。
4 検査結果の報告(検査会議等実施)	検査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた検査報告書を作成し、関係部署の責任者(関係課長等)で構成した検査会議等を開催し、行政上の措置について検討。
5 結果通知	検査実施事業者に検査の結果を通知する(※ 併せて権限行使の要請のあった指定権者に対して実施結果を通知)。
6 改善勧告の実施等	「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
7 行政上の措置	
①改善勧告に係る対応について報告聴取	内容の確認(改善措置が不十分な場合は、再検討を要請)。
②改善命令の実施等 ※	(勧告に係る措置をとらなかったとき)「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 連座制の適用 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知。 ・指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係都道府県等に他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨通知。なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。

「※」印は、該当する場合のみ

特別検査(イメージ)

- 指定事業所等の指定取消処分相当の事案が発生した場合等に実施。
- 障害福祉サービス事業者等へ立ち入り、①業務管理体制の整備・運用状況を検証するとともに、②指定取消相当事案への組織的関与の有無を検証。
- 指定事業者等の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合は、指定権者は監督権者に対して業務管理体制の整備に関する検査権限の行使を要請。(指定権者は、業務管理体制の監督権者に対して、不正行為に対する組織的関与の有無の確認をするよう求める。)
- **特別検査の実施にあたっては、業務管理体制に係る監督権者と指定事業所等の指定権者と密接な連携のもとに実施することが重要**(監査状況の情報共有、指定権者の特別検査の同行など)。



特別検査における業務管理体制の整備・運用状況の検証 (指定取消相当が発生した原因の所在)

○ 現行の業務管理体制のどこに不備あった、あるいは、機能していなかったのか。

【問題の所在(一例)】

- ・役職員の法令等を遵守する意識の欠如
- ・組織体制の不備
- ・規程・マニュアル等の不備、不足
- ・必要な情報が周知されていない

など、指定取消の原因となる(なった)不正な事実について、なぜ未然に防止できなかった要因を関係者からのヒアリング、資料等で確認

指定権者と密接な連携の下に行う (組織的関与の有無の検証においても同様)

【情報提供・共有】

- ・事案の概要
- ・処分対象事業所の概要(名称、種別、定員、利用者数、従事者数、管理者 など)
- ・監査時のヒアリング調書
- ・監査時に収集した資料
- ・事業者の登記事項証明書(履歴事項証明書 など)
- ・処分の方向性
- ・今後のスケジュール(監査予定日、聴聞予定日、処分通知発出日、処分日) など

【特別検査への同席】

- ・関係者の発言内容のチェック
(検査特別検査の発言内容と指定権者が行った監査時の発言内容に齟齬がないか、など)
- ・検査会場の提供(特に小規模事業者の場合) など

指定の取消処分の理由となった事実の組織的関与の有無

指定の取消しの処分の理由となった事実について、組織的な関与の有無を検証

- ・処分が指定の効力の一部または全部停止の場合は組織的関与の有無の検証はしなくてもよい。
- ・業務管理体制の監督権者と指定事業者等の指定権者が異なる場合は、指定権者は監督権者に業務管理体制の検査権限の行使を要請する

【 組織的関与とは 】

- ・組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくもの
(業務管理体制の整備等の施行について(平成24年3月30日付け障企発第0330第5号障障発第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長連盟通知の第2の4(2)エ)
- ・役員、指定サービス事業所管理者が直接関わっていた場合も組織的関与ありと判断

【 組織的関与があった場合(→ 連座制が適用、役員等は欠格事由該当) 】

- ・指定取消処分の理由となった事実について組織的関与があった旨を指定権者へ通知 (業務管理体制の監督権者と指定権者が異なる場合の、指定権者から監督権者へ検査権限の行使の要請への応答)
 - 通知を受けた指定権者は、各都道府県知事に当該事業者の役員等の氏名等を通知
- ・同一類型の事業所の、他の指定事業者等の指定権者にも通知
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室へ情報提供

指定の取消しの処分の理由となった事実が生じた要因等
(立入検査の結果を踏まえ)

- ・当たり前のことであるが、障害福祉サービスの事業を適正に行うためには、法令等を遵守することが大前提。
- ・この、法令等を遵守しようという認識さえない状況が起こっていることは非常に憂慮すべき事態。

処分の原因となった事実(不正請求等)が生じた要因		問題点		法令等を遵守するには
<ul style="list-style-type: none"> ・指定取消の処分の理由となった事実に関して、指定障害福祉サービス事業における経営者(陣)、あるいは、法令遵守責任者が関与 ・経営者(陣)は指定障害福祉サービス事業について、法令遵守責任者たる統括責任者及び事業所の管理者に任せきり 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者、法令遵守責任者の法令等を遵守使用とする認識が低い ・遵守すべき法令等を把握・理解していない など 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業を運営する経営者自らが、適正な事業運営には法令等を遵守することが重要。 ・法令等を遵守するための役割を果たすことが重要 ・果たすべき役割の明文化、明文化したものの周知徹底 ・運用状況の把握、検証、見直し など
<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守規程」が策定されているものの、規程と実際の運用に乖離が生じている ・チェック体制が構築されていない 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての役職員に周知徹底されていないことにより、規定と実際の運用が乖離している ・定期的な検証・見直しが行われていない ・乖離していることに経営者(陣)が知らない など 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規程の検証評価を行い、経営者(陣)と共有し、適時適切な見直しを行う ・経営者(陣)に報告し、共有する ・すべての役職員に周知する など
<p>法令遵守責任者及び法令等遵守に必要な役職員(役員、法人本部職員、事業所の管理者等)の役割、権限について定められたものがなく不明確</p>	→	<ul style="list-style-type: none"> ・策定されている規程等において、規定の内容や役職員等の役割が明確になっていない など 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者(陣)、法令遵守責任者等が、法令等遵守の必要性を認識することが重要 ・法令等を遵守するにおいて、それぞれの役割を明文化し、すべての役職員に周知 など

指定取消事案が後を絶たない

法令等は遵守しなければならない、遵守するもの、という意識の欠如

- ・障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが困難
- ・障害福祉サービス制度自体が信頼を失う など

- ・法令等は遵守しなければならない(遵守するもの)という意識
- ・法令等を遵守するにはどうすればよいか
- ・どのような法令・ルールがあるかの把握
- ・法令等に疑義が生じた場合の対応
- ・利用者等から苦情があった場合の対応 など

- ・役職員それぞれの役割、責任の自覚
 - ・内部規程の整備、周知
 - ・内部、外部研修
 - ・内部監査
- ・不断の点検、見直し、改善

など

業務管理体制に関する検査 (障害者総合支援法関係)

【指定事業者等】

(報告等)

第五十一条の三 前条第二項の規定による**届出を受けた厚生労働大臣等**は、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等)にあっては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長が前項の**権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事**(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と**密接な連携の下に行う**ものとする。

3 **都道府県知事は**、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による**業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは**、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、**第一項の権限を行うよう求めることができる**。

4 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

【指定相談支援事業者】

(報告等)

第五十一条の三十二 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等)にあっては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事(以下この項及び次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、**第一項の権限を行うよう求めることができる**。

4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

業務管理体制に関する検査 (児童福祉法関係)

【指定障害児事業者等】

第二十一条の五の二十七 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長が前項の権限を行うときは、**当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事**(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と**密接な連携の下に行う**ものとする。
- 3 **都道府県知事は**、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による**業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは**、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、**第一項の権限を行うよう求めることができる**。
- 4 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。
- 5 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

【指定障害児入所施設等設置者】

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定(中核市の長に係る部分を除く。)は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【指定障害児相談支援事業者等】

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。
- 3 市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。
- 5 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

改善勧告及び改善命令(行政処分)

(障害者総合支援法関係)

【指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等】

(勧告、命令等)

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による**届出を受けた厚生労働大臣等は**、当該届出をした指定事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

【指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者】

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三 第五十一条の三十一第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

改善勧告及び改善命令(行政処分)

(児童福祉法関係)

【指定障害児事業者等】

第二十一条の五の二十八 第二十一条の五の二十六第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

【指定障害児入所施設等置者】

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定(中核市の長に係る部分を除く。)は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【指定障害児相談支援事業者等】

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。

業務管理体制の整備状況の検証のポイント等

(障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成27年3月13日付け 障発0313第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査方針」別添参考資料から)

○ **法令等遵守態勢の整備・確立は、障害福祉サービス事業者の責務であり、業務の健全性及び適正性を確保するための最重要課題の一つ。**

○ 経営陣には、法令等遵守態勢(組織体制、法令等遵守に係る姿勢・取組)の整備・確立のため、

- ・法令等遵守に係る基本方針を決定し、
- ・組織体制の整備を行う等、

障害福祉サービス事業者の業務の全般にわたる法令等遵守態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。(障害者総合支援法第42条、同法第51条の2 等)

○ 検査担当者は、経営陣が、

- ①方針の策定、
- ②内部規程・組織体制の整備、
- ③評価・改善活動

をそれぞれ適切に行っているかといった観点から、法令等遵守態勢が有効に機能しているか否か、取締役会の役割と責任が適切に果たされているかをチェック項目を活用して具体的に確認。

○ 検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がチェック項目のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、障害福祉サービス事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認。

○ 前回検査における改善を要するとした事項(勧告するまでに至らなかった事項も含む。)の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

○ 検査担当者が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、障害福祉サービス事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認。

欠格事由・連座制

欠格事由

指定事業者等・指定相談支援事業者の欠格事由 (障害者総合支援法第36条第3項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

(注) 指定相談支援事業者は第4号、第10号及び第13号を除く。(障害者総合支援法第51条の19第2項及び同法第51条の20第2項において準用する同法第36条第3項の規定)

指定の取消し

指定事業者等

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 (略)

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号、第五号の二又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 地域相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十四第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

- 2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号、第五号の二又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。
 - 三 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
 - 四 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 五 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。
 - 六 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 七 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員が、第五十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 八 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 3 (略)

指定障害児通所支援事業者の欠格事由 (児童福祉法第21条の5の15第3項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 **申請者と密接な関係を有する者**(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「**申請者の親会社等**」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 削除

九 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による**指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に**第二十一条の五の二十四第四項の規定による**事業の廃止の届出をした者**(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による**検査が行われた日から聴聞決定予定日**(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による**事業の廃止の届出をした者**(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

（注）指定障害児入所施設は第7号を、指定障害児相談支援事業者は第4号、第11条及び第14号を除く。（児童福祉法第24条の9第3項及び同法第24条の28第2項において準用する同法第21条の5第3項の規定）

(参考)指定の取消し

指定障害児通所支援事業者

(指定の取消し等)

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の二まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。
- 四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。
- 五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く
- 八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(指定の取消し等)

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の二まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。
- 四 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害児入所施設の運営をすることができなくなつたとき。
- 五 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 六 指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者(次号において「指定入所施設設置者等」という。)が、第二十四条の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定入所施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定障害児入所施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害児入所施設の設置者が、不正の手段により第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(指定の取消し等)

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第五号、第五号の二又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。
- 四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。
- 五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。
- 六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

連座制

連座制について

一事業所等の指定取消処分が、その事業者等の同一サービス等類型(障害福祉サービス(療養介護を除く。)、障害者支援施設、地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援をいう。以下同じ。)内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組み。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害者総合支援法

障害福祉サービス (「◎」ごとの類型内で適用)

- ◎障害福祉サービスⅠ
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
 - ・生活介護(※)
 - ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
 - ・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
 - ・共同生活援助
 - ・自立生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ(※)
 - ・自立訓練
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援
 - ・就労定着支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

- ・障害者支援施設

相談支援(障害者) (「◎」ごとの類型内で適用)

- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

児童福祉法

障害児通所支援

- ・障害児通所支援

相談支援(障害児)

- ・障害児相談支援

連座制を適用する類型

(障害者総合支援法施行規則第34条の20の3第4項第3号)
(児童福祉法施行規則第18条の32第4区第3号)

障害者総合支援法

- 三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。
- イ 障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。)に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(以下この号において「指定障害福祉サービス」という。)に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- ロ 障害福祉サービス(生活介護(法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。))及び短期入所に限る。以下このロにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する**重度障害者等包括支援**
- ニ 障害福祉サービス(自立生活援助及び共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
- ヘ 障害者支援施設に係る指定の申請者 **指定障害者支援施設**
- ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)
- チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)

児童福祉法

- 4 法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
- 二 法第二十一条の五の三第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
- 三 次のイ又はロに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行っていた者であること。
- イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 指定通所支援
- ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)

申請者と密接な関係を有する者 (障害者総合支援法施行規則第34条の20の3)

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 法第三十六条第三項**第七号**(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。))及び第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する**申請者の親会社等**(以下この条において「申請者の親会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。))である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者
 - 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 2 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等が**その事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者**とする。
- 一 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

- 4 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。
 - イ 障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。)に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス(以下この号において「指定障害福祉サービス」という。)に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ロ 障害福祉サービス(生活介護(法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。)及び短期入所に限る。以下このロにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する重度障害者等包括支援
 - ニ 障害福祉サービス(自立生活援助及び共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - へ 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設
 - ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)
 - チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)

申請者と密接な関係を有する者 (児童福祉法施行規則第18条の32)

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第三項第七号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請者の親会社等(以下この条において「申請者の親会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。))である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者
 - 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 2 法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

- ④ 法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第二十一条の五の三第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイ又はロに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行っていた者であること。
 - イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 **指定通所支援**
 - ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 **指定障害児相談支援**(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)